

令和6年度税制改正要望事項（新設）

（防衛省大臣官房会計課）

項目名	防衛力強化にかかる財源確保のための税制措置								
税目	—								
要望の内容	<p>我が国の防衛力の抜本的な強化を行うに当たり、歳出・歳入両面から安定的な財源を確保するため、税制部分について、令和5年度税制改正の大綱等を踏まえた税制措置を要望。</p> <table border="1" data-bbox="900 792 1503 958"> <tr> <td data-bbox="900 792 1230 853">平年度の減収見込額</td> <td data-bbox="1230 792 1503 853">— 百万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="900 853 1230 913">(制度自体の減収額)</td> <td data-bbox="1230 853 1503 913">( — 百万円)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="900 913 1230 958">(改正増減収額)</td> <td data-bbox="1230 913 1503 958">( — 百万円)</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	— 百万円	(制度自体の減収額)	( — 百万円)	(改正増減収額)	( — 百万円)
平年度の減収見込額	— 百万円								
(制度自体の減収額)	( — 百万円)								
(改正増減収額)	( — 百万円)								
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的 我が国の防衛力の抜本的な強化を行うに当たり、歳出・歳入両面から安定的な財源を確保すること。</p> <p>(2) 施策の必要性 抜本的に強化される防衛力は、将来にわたって維持・強化していかなければならず、この防衛力を安定的に支えるために必要な税制措置について、「令和5年度税制改正の大綱（令和4年12月23日閣議決定）」では、令和9年度に向けて複数年かけて段階的に実施することとし、その措置の施行時期は、令和6年以降の適切な時期とすることが定められており、この「令和6年以降の適切な時期とする」については、「経済財政運営と改革の基本方針2023（令和5年6月16日閣議決定）」において、柔軟に判断するとされている。その上で、「防衛力整備計画について（令和4年12月16日 国家安全保障会議決定 閣議決定）」において、2027年度以降、防衛力を安定的に維持するための財源、及び、2023年度から2027年度までの同計画を賄う財源の確保については、歳出改革、決算剰余金の活用、税外収入を活用した防衛力強化資金の創設、税制措置等、歳出・歳入両面において所要の措置を講ずることとされている。</p> <p>財源の確保は防衛力の抜本的強化のため不可欠なものであることから、防衛省として、改めて既往の閣議決定にある措置の実施による財源の確保を要望することとする。</p>								

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	—
		政策の達成目標	—
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	—

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	—
	<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	—
	<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p>	—
	<p>前回要望時の達成目標</p>	—
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	—
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>今般初めて要望するもの。</p>	

令和6年度税制改正要望事項（新設）

（防衛装備庁プロジェクト管理部事業監理官（航空機担当））

項目名	次期戦闘機の共同開発を効率的に推進するために日英伊で設立する予定の国際機関による物品の輸入に伴う税制上の所要の措置の新設											
税目	消費税											
要望の内容	<p>次期戦闘機の共同開発を効率的に推進するために、日英伊で国際機関を設立する予定であるところ、当該国際機関が公用のために輸入する物品について消費税等を免除するための所要の措置を講じることとしたい。</p> <p>※関係法令          ・輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十三条第一項第二号          ・輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十三条第五項を関稅定率法施行令第二十五条の二の改正を踏まえ改める。</p> <table border="1" data-bbox="900 792 1503 960"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>—</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td>（—</td> <td>百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td>（—</td> <td>百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	—	百万円	（制度自体の減収額）	（—	百万円）	（改正増減収額）	（—	百万円）
平年度の減収見込額	—	百万円										
（制度自体の減収額）	（—	百万円）										
（改正増減収額）	（—	百万円）										
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的          F-2 の退役が始まると想定される 2030 年代中盤以降、我が国周辺国の装備品等の近代化及び戦略の変化に対応し、我が国の上空及び周辺空域での航空優勢の確保とともに、各種航空作戦の遂行に必要な能力の確保をもって、我が国に対する侵攻への実効的な抑止力及び対処力に資するために次期戦闘機を開発する。</p> <p>(2) 施策の必要性          次期戦闘機の開発について 2022 年 12 月、日英伊 3 か国による共同開発事業である「グローバル戦闘航空プログラム（GCAP: Global Combat Air Programme）」が発表された。これは、日英伊の優れた技術を結集し、共通の機体を開発することにより、開発コストやリスクを最大限分担しつつ、将来にわたって我が国の航空優勢を確保できる戦闘機を共同開発するものである。</p> <p>GCAP を実施するにあたり、効率的な協業体制を構築するため、政府側は国際約束に基づく国際機関を、企業側は民間統合組織を設置することにより、現在各国政府が個別にプライム企業と結んでいる契約の大部分を、本国際機関とこれに対応する企業体の契約に一元化し、効率化する必要がある。本国際機関は、民間統合組織との契約行為の主体となる他、GCAP の指導、管理、指示、監督及び運営を行うことが想定される。</p>											

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	防衛省における政策評価に関する基本計画について（防官企（防）第168号。令和5年3月29日）に規定する防衛省の政策評価における政策体系において、次のとおり位置付けられている。 基本目標：①力による一方的な現状変更を許容しない安全保障環境を創出、②力による一方的な現状変更やその試みを、同盟国・同志国等と協力・連携して抑止・対処し、早期に事態を収拾、③万が一、我が国への侵攻が生起する場合、我が国が主たる責任をもって対処し、同盟国等の支援を受けつつ、これを阻止・排除 政策分野：いわば防衛力そのものとしての防衛生産・技術基盤（いわば防衛力そのものとしての防衛生産・技術基盤） 施策：防衛技術基盤の強化
		政策の達成目標	F-2の退役が始まると想定される2030年代中盤以降、我が国周辺国の装備品等の近代化及び戦略の変化に対応し、我が国の上空及び周辺空域での航空優勢の確保とともに、各種航空作戦の遂行に必要な能力の確保をもって、我が国に対する侵攻への実効的な抑止力及び対処力に資するために次期戦闘機を開発する。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
	有効性	政策目標の達成状況	—
		要望の措置の適用見込み	—
	相当性	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	いずれの国が本部又は支部の設置国になる場合も、各国の拠出金で運営される本国際機関について、本部又は支部の設置国のみが、共通の利益に資するべき拠出金から利益を得ることのないよう、公用のために輸入する物品に係る税の免除を規定することは、政策手段として有効である。
		当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	令和6年度概算要求において、以下を検討中。 ○ 次期戦闘機の共同開発機関への拠出金（40億円） 次期戦闘機の共同開発を効率的に推進するために日英伊で設立する予定の国際機関に対し、運営資金を拠出。
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記の予算は、国際機関の運営に必要な資金を拠出するものであり、本措置とともに、国際機関の設立・運営のために所要の措置をとるものである。

		要望の措置の妥当性	我が国に所在する国際機関の本部・事務所に対しても、類似の免除が与えられている例がある。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	—
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
		租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
		前回要望時の達成目標	—
		前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
	これまでの要望経緯	今般初めて要望するもの。	